

16. 旅行代金の払戻しの時期

当社は、第13項及び第15項の規定により、お客様に対し払戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては、解除の日から起算して7日以内に、減額または旅行開始後の解除による払戻しにあっては、契約書面に記載した旅行終了の日翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

17. 添乗員と旅程管理

① 添乗員が同行する旅行においては添乗員が、旅行を円滑に実施するために必要な業務を行います。なお、この業務は、旅行日程表等に当社又は手配担当者等の緊急連絡先を記載し、お客様からのご連絡を受けてから行なう場合もあります。

- ① 添乗員の同行の有無は、旅行日程表等に明示します。
- ② お客様は、旅行を円滑に実施するため添乗員又は現地係員の指示に従っていただきます。
- ③ 添乗員の業務は、原則として8時から20時までとします。
- ④ 添乗員同行と記載されたコースを除き、添乗員は同行いたしません。お客様が旅行サービスを受ける為に必要なクーポンをお渡しいたします。お客様が旅行サービスを受ける為の手続はお客様ご自身で行っていただきます。なお、現地における当社の連絡先等は、契約書面または最終日程表に明示します。また、天候等不可抗力によって旅行サービスの受領が出来なくなった場合は、当該部分の代替サービスの手配や手続はお客様ご自身で行っていただきます。

18. 当社の責任

- (1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社または当社が手配を代行させた者（以下「手配代行者」といいます。）が、故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被った損害を賠償します。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に対処して通知があったときに限ります。
- (2) お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合にのみおきましては、当社は、原則として本項(1)の責任を負いません。
ア、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他当社の関与し得ない事由、又はこれらによって生ずる旅行日程の変更又は旅行中止。
イ、伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難、詐欺等の犯罪行為、その他当社または当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被られたとき。
ウ、運送機関の遅延・不遇・スケジュール変更・経路変更など、又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在期間の短縮又は旅行の中止。
- (3) 手荷物について生じた本項(1)の損害については、本項(1)の定めにかかわらず、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様一人につき、15万円を限度（ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

19. 特別補償

- (1) 当社は、第18項(1)の規定に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、約款の別紙「特別補償規程」の定めるところにより、当社が企画・実施する受注型企画旅行中に急激かつ偶然な外来の事故によって生命、身体に損害を被ったときは、お客様又はその法定相続人に死亡補償金として1,500万円、後遺障害補償金に一定の割合を乗じた額、入院見舞金として入院日数により2万円から20万円および通院見舞金として通院日数により1万円から5万円を支払います。また、偶然な事故によりその所有の身の回りに損害を被ったときは、警察署の事故証明書等当社の要求する書類の提出があれば、約款の「特別補償規定」により携帯品損害補償金を旅行者一人につき15万円を限度として支払います。ただし、補償対象品の1個又は1対については10万円を限度とし、現金、クレジットカード、貴重品、撮影ずみのフィルム、磁気テープ、磁気ディスク、CD-ROM、光ディスク等情報機器（コンピューターおよびその端末装置等の周辺機器）で直接処理を行なえる記録媒体に記録された情報、その他約款の「特別補償規程」第18条2項に定める品目については補償しません。
- (2) 前(1)の損害については、当社が第18項(1)の規定に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき前(1)の補償金は当該損害賠償金とみなします。
- (3) 前(2)に規定する場所において、前(1)の規定に基づく当社の補償金支払い義務は、当社が第18項の規定に基づいて支払うべき損害賠償金（前(2)の規程により損害賠償金とみなされる補償金を含む）に相当する額だけ減額します。
- (4) お客様が受注型企画旅行参加中に被った損害が、お客様の故意、酒酔い、運送、疾病等のほか、受注型企画旅行に言えない場合で、自由行動中の山岳登山、スカイダイビング、ハンドグライダー搭乗、超経量動力機（モーターハンドグライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗、ヘリコプタースキー、氷河スキーその他、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は、本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が受注型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (5) 当社の受注型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して当社が実施する募集型企画旅行については、主たる旅行契約の内容の一部として取り扱います。
- (6) 日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日（これを当社では「無手配日」といいます。）に付いては、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場にかぎり、受注型企画旅行参加中とはいたしません。

20. お客様の責任

- (1) お客様の故意または過失によって当社が損害を被った場合は、当社は、お客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他受注型企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載された旅行サービス内容と実際に提供される旅行サービス内容が異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

21. オプションツアー

- (1) 当社が旅行企画・実施し、日程表等に記載する小旅行（以下「当社企画・実施のオプションツアー」といいます。）に対する第19項の特別補償の適用については、当社は主たる受注型企画旅行契約の一部として取り扱います。
- (2) オプションツアーの実施会社が当社以外の現地旅行会社等である旨を明示している場合、お客様が別料金をお支払いいただき任意に参加されるそのオプションツアーの契約は現地の法令又は慣習に基づいて現地旅行会社等が別途定めた旅行条件によって行われ、当社の旅行条件は適用されません。
- (3) 当社は、現地旅行会社等が主催するオプションツアー参加中にお客様に発生した損害等に対しては責任を負いません。また、当社の旅程保証の対象とはなりません。
- (4) 当社は、企画書面等で「単なる情報提供」として参加可能なスポーツ等を紹介する場合があります。この場合、当社は、当該スポーツ等に参加中にお客様に発生した損害等に対しては責任を負いません。

22. 旅程保証

- (1) 当社は、次に表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合、次の①、②及び③に規定する変更を除き、第7項で定める「お支払い対象旅行代金」に次表右欄に掲げる率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了の日翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について、当社に第18項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかなる場合は、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
- 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は、変更補償金を支払いません。ただし、第13項(4)でいうオーパークラウ（運送・宿泊期間等が当該サービスを提供を行っていないにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したこと）が発生したことによる変更の場合は、変更補償金を支払います。
- ① 悪天候を含む天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、欠航・不遇・休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、遅延・運送スケジュール変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供、お客様の生命又は身体への安全確保のために必要な措置による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。
- ② 第15項の規定に基づき受注型企画旅行契約が解除されたときの当該解除された部分及び第15項に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
- ③ 旅行日程等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
- (2) 本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の上限は、第7項に定める「お支払い対象旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。また、お客様1名に対して1旅行契約につき支払う変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
- (3) 当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替えて同等価値以上の物品又は旅行サービスの提供により補償を行うことがあります。
- (4) 当社が本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について当社に第18項の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還していただきます。この場合、当社は、当社が支払うべき損害賠償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

変更補償金

| 変更補償金の支払いが必要となる変更 | 変更補償金の額＝1件につき下記の率×お支払対象代金 | |
|--|---------------------------|--------------------|
| | 旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合 | 旅行開始日以降にお客様に通知した場合 |
| ①契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更 | 1. 5% | 3. 0% |
| ②契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます）その他の旅行目的の変更 | 1. 0% | 2. 0% |
| ③契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金ものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りません） | 1. 0% | 2. 0% |
| ④契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更 | 1. 0% | 2. 0% |
| ⑤契約書面に記載した日本国内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更 | 1. 0% | 2. 0% |
| ⑥契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更 | 1. 0% | 2. 0% |
| ⑦契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類・設備・景観またはその他の客室の条件の変更 | 1. 0% | 2. 0% |
| 注1 「旅行開始日前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。 | | |
| 注2 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面との間又は確定書面と実際に提供された旅行サービスとの間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。 | | |
| 注3 第③号又は第④号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊施設の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。 | | |
| 注4 第④号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。 | | |
| 注5 第④号又は第⑥号若しくは第⑦号に掲げる変更が一乗車船又は一泊中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。 | | |

23. 通信契約について

- (1) 当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）より、会員の署名なくして旅行代金の一部（申込金）等のお支払いを受けること（以下「通信契約」といいます。）を条件に、電話、インターネット、その他の通信手段による旅行の申込みを受ける場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由がある時は通信契約をお受けできない場合もあります。
- (2) 通信契約により、旅行契約を締結する際の旅行条件は、通常の旅行条件とは以下の点が異なります。
 - ① 通信契約の申込みの際には、会員は「旅行の名称」、「出発日」に加えて、「カード名」、「会員番号（クレジットカード番号）」、「カード有効期限」、その他通信契約を締結するために必要な事項に当社にお申し出いただきます。
 - ② 通信契約による旅行契約は、電話による申込みの場合、当社が受諾した時に成立し、その他の通信手段による申込みの場合は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達した時に成立するものとなります。ただし、契約の承諾の通知を電話または郵便で通知する場合は、その通知を発した時に成立します。
 - ③ 通信契約での「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金の支払い又は払戻し債務を履行すべき日とし、前者の場合は、契約成立日、後者の場合は、契約解除のお申し出のあった日となります。

- ④ 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでお支払いできない場合、当社は通信契約を解除し、第15項(1)の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する日までに現金により旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。
- (3) 通信契約による旅行契約が解除された場合の払戻しについては、当社及びお客様のいずれについても提携会社のカード会員規則に従って払い戻します。

24. その他

- (1) 旅行中に事故等が生じた場合は、直ちに最終旅程表でお知らせする連絡先にご通知ください。当社は、旅行中にお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認められるときは、必要な措置を講ずる事があります。この場合において、これが当社の責に記すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければならないとします。
- (2) お客様が個人的な案内、買物等は添乗員・現地係員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の疾病、傷害等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による所持品紛失、忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- (3) お客様の便宜を図るためにお土産にご案内することがありますが、お買い物の際には、お客さまの責任で購入していただきます。
- (4) こども代金は、旅行開始当日を基準に、満3才以上12歳未満のお客様に適用します。また、幼児代金は、旅行開始当日を基準に、満3才未満で航空座席を使用しないお客様に適用し、別途ご案内します。
- (5) 当社の受注型企画旅行に参加いただくことにより、航空会社のマイレージプログラムを受けられる場合がありますが、この場合、当該サービスに関するお問合せ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社に行なっていただきます。利用航空会社の変更等により、お客様が当初お申し込みの予約であったサービスが受けられなくなったときでも、当社はその理由の如何にかかわらず、第18項(2)の責任を負いません。
- (6) 企画書面等に使用した風景写真は、イメージとして使用したのもありますので、お客様が旅行のためにお土産に必ずしもご覧になる風景は限りません。また、料理写真・客室写真等は一例であり、実際とは異なる場合があります。
- (7) 安心してご旅行いただくため、お客様ご自身で旅行傷害保険をかけることをおすすめいたします。
- (8) 契約条件について、お客様の依頼があれば、総合旅行業務取扱管理者が最終的にご説明を行います。

25. 個人情報の取扱いについて

- (1) 当社は、旅行のお申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様とのあいた連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊期間等の提供するサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。このほか、当社等は①当社及び当社が提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、②旅行参加後にご意見やご感想の提供のお願い、③アンケートのお願い、④特典サービスの提供の統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- (2) 当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様のご連絡にあり必要とする最小限の範囲のものについて、当社グループ企業との間で、共同して利用させていただきます。当社グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のためにこれを利用させていただくことがあります。個人情報の取扱いに関するお問合せは以下の窓口までお申し出ください。
- お問合せ・ご相談窓口：「美自校ツアーズ」
受付時間：09：00～18：00（日・祝日は休み）
電話：0126-62-5489。FAX：0126-62-7414
または、当社ホームページをご参照ください。
<http://www.bijiko.co.jp/tours/>

26. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は、2009年04月01日を基準日としております。また、旅行代金は、2009年04月01日現在有効な航空運賃、適用規則を基準として算定しています。